

第56回東海村地域福祉計画推進会議 議 事 録

- 1 日 時 令和2年9月16日（水） 午後5時30分～午後8時00分
- 2 場 所 原子力視察研修室
- 3 出席者 ・地域福祉計画推進会議委員（別紙名簿のとおり）（欠席：鈴木竣介委員）
・アドバイザー：稲垣美加子先生（淑徳大学教授）※Web会議出席
・事務局：大内課長，山口補佐，渡邊係長，黒羽主任，飛田主任，福島

結 果（要点）

（1）第3次東海村地域福祉計画総合評価（行政評価）の報告について

事務局から，重点項目1から4まで施策体系図を用いて行政評価の報告を行った。

⇒グループ（A，B）に分かれ，事務局から報告を受けた行政評価の内容について委員間で意見交換を行い，各グループから意見発表を行った。

⇒各グループから出た意見を下に稲垣先生からアドバイスを頂戴した。

（2）その他

・第3次地域福祉計画総合評価（住民評価）の手順説明及び評価依頼

・第3次地域福祉計画通常業務総合評価（住民評価）の手順説明および依頼

⇒令和2年10月5日（月）提出期限

・次回の会議予定

⇒令和2年10月19日（月）（第4次東海村地域福祉計画の施策内容について）

1 開 会

2 委員長あいさつ（深谷委員長）

皆様こんばんは。今日も宿題を課されると伺っているので、しっかり会議の中で確認出来ればと思う。本日はよろしく願います。

3 アドバイザーごあいさつ（淑徳大学教授 稲垣 美加子 先生）

皆様こんばんは。なかなかコロナが収束しない中で、特に東京は200人単位での感染者発生も疑われる状況なので、皆様のもとへお伺いできないことを心寂しく思う。

今、地域福祉について、皆様で考えていただくことが色々な所で大事になってきている。ご存じのとおり、社協で生活困窮者の方たちのために、お金を無利子で貸し付ける制度があるが、すべての都道府県で貸付の申請が多く、既にパンク状態となっている。日本人のみならず外国人も含めた日本に在住するすべての人が貸付対象となるので、すべての社協が会社に業務を委託している状況にある。それが間に合わなくなったとき、さらに厳しい経済状況が訪れることが予測できる。

ちなみに、学生たちも就職の内定率が50パーセントに留まっている。この先、社会全体が厳しい生活状況に入ってくることが考えられる。こんな時だからこそ互いのことを思い、互いに手を差し伸べ合って、他者に責任を押し付け合うのではなく、痛み悲しみに共感し合いながら支え合える社会になるように、どうぞ皆様のお力をお借りできればと思う。

今日も勉強させていただく。本日もよろしく願います。

4 議 事

（1）第3次地域福祉計画総合評価（行政評価）の結果総括について

①基本目標1について

事務局から施策体系図に基づき行政評価の報告を行った。

グループ内で詳細を確認したいこと、先生から意見をいただきたいことなどあったら意見願いたい。

【A班からの意見】

- ・年齢の若い委員からの意見として、「文字のみを見たのでは地域でどのような活動をしているのか分からず、情報が浸透していない」との意見があったが、総合評価では活動が浸透していない点を評価に入れても良いのではないかと。
- ・実績を見たとき、認知症サポート講座とは何か、昔、中学生の時受けた記憶があるなどと思い出したり、昔の記憶を紐解きながら実績を見て評価していくことも一つの方法なのではないかと意見が上がった。

【B班からの意見】

- ・やったん祭で地域福祉計画の子ども版を配布したが、効果的な配り方を検討した方が良いのではないかと。せつかく配るのであれば、届けたことによる効果を検証したい。
- ・地域共生社会のシンポジウムに参加した人は、良いことをやっているかと理解することができるが、参加していない人には伝えることができず、もったいないと思う。どのように伝えていくか方法を検討する必要がある。
- ・1-3 小地域福祉活動の現場へ派遣する派遣先はどのように決めているのか。

⇒新採職員の派遣先については、人事課で行っているため、経緯の詳細は不明であるが、組織として大きな行事を行っているところに派遣しているのではないかと。要望があればぜひ人事課へ伝えたい。

⇒周知方法はどちらの班でも意見が出ており、やったん祭における周知方法は今後検討したい。

【稲垣先生】

皆様のお話を聞いていると住民評価を行う時に参考にして頂ければ良いと思うことがあった。今回評価を依頼されていることを知っているかどうか、次に関心を持っているかどうか、そして、参加・参画しているかどうか、最後に責任を共有しているかどうか。やったん祭で啓発物品の入った袋を渡すというエピソードを聞いたとき、このプロセスを考える良いエピソードだと感じた。袋の中身まで分かっている、何をどう渡したら、今回の活動が有意義だったと言えるのか。その時、自分はどんな役割を果たせば良いか。声のかけ方・説明の仕方をどのように行ったら良いかを考えることができたか。このように考える思考プロセスが全体の評価を行っていく上で重要となる。

委員長がおっしゃっていたが、一人の認知症の専門家がいるより、20人のある程度適切な知識を持っている人がいた方が、当事者の方は生きやすいと考える。だからこそ、子どもたちが関心を持ってきて、活動はしないまでも、日常の身の回りにいるお年寄りたちに対して柔らかな見守りの目を持ってくれるようになったら、効果的な活動（認知症サポーター研修）であったと考えることができる。“知っている”程度に働きかけられることができたのは、自身の経験に基づくエピソードがあれば、“記憶”が呼び起こされるからである。

認知症サポーターの講習で得た経験をどうやったら子どもたちは次に生かしていくことができるか、次に、私たちは何を仕掛けたら良いかを考えることで、次の計画を策定していく上で具体的な課題を見つける手掛かりになると考える。

②基本目標2について

事務局から施策体系図に基づき行政評価の報告を行った。

【A班の意見】

- ・小地域福祉活動がどのようなものか、公的なサービスだけでなく、地域のつながりであったり支え合いの活動が大事になってきていて、それを行政・専門職（ケアマネ）、地域ボランティア（民生委員）、が支え合って小地域の活動を盛り上げている。
- ・行政も制度の中で、そのような活動を応援するシステムを構築するため、事業計画に入れて取り組んでいることを学生の委員へ説明して、意見交換は終了した。

【B班の意見】

- ・小地域福祉活動に限らず、計画に携わってから疑問に思った点は、「～を実施した」といった言葉のみの実績表現では、実績を判断することは難しい。そのため、施策に対する目標を数値化しなければ結果の判断は難しいのではないかと意見が出た。もちろん数値化できないものがあるということは理解している。
- ・項目2-1-3では、「先進事例や視察先を紹介します」との目標に対し、結果では行っているのに評価がなぜCなのか疑問に思った。

【事務局】

- ・高齢や障がいの計画は国が目標値を定めているのに対して、地域福祉計画は理念計画なので、目標値がない。
- ・目標値がないことが、実績の数値化を困難にする要因である。
- ・2-1-3がC評価なのは、先進地取組みを紹介しているものの、紹介の頻度であったり、さらなる先進地の取組みを紹介できているかと考えたとき、改善の余地があるのではないかと業務の実態を評価したため、「C」となっている。

- ・評価の理由まで記載してあれば分かりやすいとの指摘いただいた点を反省として、評価の記載方法について参考とさせていただく。

【稲垣先生】

数値目標について、その難しさは事務局から説明があったとおり、高齢・障がいの領域は対象が明確で対象のためにサービスを作らなければならないので、国からの達成目標が示されている。その達成目標に対して都道府県や市町村が実施計画を立てる仕組みとなっている。それに対して、地域福祉計画は理念計画から始めなければならない、どのような地域を作りたいか、理念を作成するもので、同じ計画であっても性質が異なる。そのため、“支える地域を作る”“地域を支える方法を考える”“地域を支える基盤となる組織・専門職を作る”この3段階について考えなければならない。

数的な分析と質的な分析があって、数量的な目標値を作る場合、質的な分析をして、スケールといわれる“ものさし”を作らなければ数値は出せない。例として死にたい相談1件と、連絡先の教示10件について、全く相談の質の異なるものを1:10で評価してしまった場合、それは妥当な評価でないことは明確である。1にどのように重みをつけていくか、その判断基準であるものさしづくりをしていかなければ、数量的な枠組みを作っていくことは難しい。しかし、施策の項目に応じて、数値目標を立てやすいものとそうでないものを事例分析して判断スケールを作り、数量化を視野に入れた計画作りを皆様と作り上げることができたら良いと考える。

その他、意見のあったボランティアポイント制度について、様々な機関で取組んだが、上手くいかなかった。それはなぜか。行動するために必要な要素として、“報酬”より“取組に対する賛同の意思”が行動の動機になったとき、その人たちは強く動き出すためである。私たちが東海村に住み、生活を続けていく上で、どのようにしたら安心・安全なまちになっていくか、子どもたちが愛着を持って住み続けてくれるだろうか、そのために大人は何ができるだろうか、その思いが動機となって地域づくりに参画していただければ良いと考える。

③基本項目3について

事務局から施策体系図に基づき行政評価の報告を行った。

【A班の意見】

- ・項目3は、幅広い領域で、村民として生活していくためには、非常に大事な分野であると感じている。今後、台風や地震等の自然災害における対策に関しても、事前に準備をしなければならない、周知やシステム作りが盛り込まれている。今後、災害対策支援に重要な分野であると認識している。先生の冒頭の話でもあったとおり、生活困窮者に関してはコロナ禍の影響により、生活が厳しくなった時、フードバンクや支援事業が整備されていれば困窮者の対応ができる。もしそれが無い場合、命を自ら断つといった想定し得る最悪のケースにも陥りかねない。それを防ぐことができる支援の周知は重要な役割を担う。
- ・個人情報の保護に関しては、検討が必要であると意見が出た。災害が起きた時、情報公開の壁にあたって、支援の手が止まってしまい、支援が行き届かないケースも考えられ、解決策を考えていくべきである。常会、自治会への加入率が低下してきており、以前であれば、そのコミュニティで解決できたケースであっても、個々のつながりが希薄になっていく中で、守秘義務を重んじる人たちが増えてきて、情報公開の限界により、支援の手が止まってはならないと考える。

【B班の意見】

- ・福祉拠点のあり方は時代のニーズによって、変化しなければならない。他部署との連携が大切で、福祉分野だけでなく、その他の課が連携して行くことが重要で、精神的なことと言えば、互いを助けあう気持ちが大切で、みんなで、その気持ちを分け合うことができる地域づくりを目指していきたいと思った。
- ・意見交換の中で、バイト先がコロナの影響により閉店した大学生が、お金に困り食べる物の心配をしていると聞いた。そういったケースこそ、フードバンクの制度を利用すべきであるし、困った人がその制度を利用できるように周知していく重要性を感じた。
- ・社協で行っている若者応援プロジェクトは、実家から離れて暮らす学生向けの支援で、今回LINEで情報発信したところ、若者のSNS使用率の高さを背景に、申し込みが増えた。この経験から周知の方法に関して、適切な発信方法があるということを学んだ。
- ・このプロジェクトは、赤い羽根共同募金が財源となっている。地域の協力があってこそ若者の支援ができていますので、皆様、御協力願いたい。

【稲垣先生】

以前も申し上げたが、空き家に雑草が生えており、付近住民が迷惑に思い、勝手に敷地に入って作業をすれば犯罪に抵触してしまう。そこに入れるのは行政である。行政というのは、権限を持っているので、上手く権限をみんなの役に立つように行使できれば良い。このような問題を役場の中でどのように共有するか、あるいは相続税の減免、固定資産税の減免をすると空き家を支えている親族の負担が減り、貢献できる上に負担が軽くなれば、ぜひ協力したいという人が増えるのではないかと。制度を上手く使って、みんなのメリットになる形に、今あるものを活かしていく発想が大切である。

災害支援のところで、コロナ禍のような突然災害で困った状況に陥った場合、要介護高齢者のような日頃からみんなが困っている人たちのところへは自然と助けが行く。しかし、学生や未就学児童を一人で育てている親、健常者だが、災害時に慌てて転んだ高齢者等、日頃、人々の関心がいかない人たちは、災害時、急に弱い立場に置かれることがある。発災直後というのは、自主性と主体性がなければどんなに制度があっても役場職員・専門職も被災するものであるから、現場へ来れないことがある。その場にいる人たちが自分の命を自分で守らなければならないし、隣人の手を取って逃げることができないと災害時の被害は大きなものになる。東日本大震災や今年の台風19号の教訓を風化させぬよう次世代の子どもたちへ災害時の自主性・主体性をいかに作り上げていくかを考え続けることが大切である。そのような取り組みを続けることで、安心して生活できる東海村になっていくのだと考える。

災害時、「誰が困っているか」という個人情報重要であるが、この個人情報の意識の垣根を程よい垣根へと変えていくことが大切である。その垣根をいきなり0にはできないが、「住所氏名なら教えても良い」と思えるように意識の垣根を下げていく働きかけが重要である。

赤い羽根共同募金は、義援募金のため地域福祉計画にも使える柔軟な財源であるため、地域福祉活性化のため、募金活動に励んでいただきたい。

④基本項目4について

事務局から施策体系図に基づき行政評価の報告を行った。

【委員からの意見】

・4-3-2について、指導を行った実績はあるのか。

⇒守秘義務があり詳細は回答できないが、住民からそのような通報はある。疑いがある場合は、障がい福祉課で受付をして、事実確認を行っている。村だけで把握できない場合、茨城県へ報告義務があるので、県と実地指導といった形で、現場に入る。

・4-1-8について、なぜD評価なのか

⇒スクールソーシャルワーカーは小学校で委託をしており、定期的な頻度で子どもの様子を見てくれている点は評価でき、そのような学校教育課で行っている取組みは、評価に値する。しかし、地域福祉計画にかかる部分で言うと目標にあるところで、要対協、生活困窮、要支援の取組みの中でスクールソーシャルワーカーと連携ができていない。学校間のみの対応となってしまう点が評価を低くした理由である。

【稲垣先生】

本来スクールソーシャルワーカーは、少なくとも1校に1人専門の方が配置されることが必要である。子どもの貧困という言葉が使われるが、子どもが貧困なのではなく、子どもを育てる家庭が経済的問題を抱えているというのが、正確な表現だ。6~7人に1人の子どもが学校へ行けない、給食を食べることが難しいという状況がある。社協でも、生活困窮者自立支援事業の中で、子ども食堂への取組みを展開しているところである。子どもたちの課題というのは、どこか特別な家庭にあるのではなく、すべての家庭が様々な形で抱えている状況だ。当然、それは就学前であれば幼稚園・保育園、就学すれば小中学校、特に高学年になって来た時には、自分はどう生きていったら良いのか不安な状況の中で、どう就職していったらいいのかと、悩みは変わっていく。そのため、年齢に応じた相談を受ける体制、かつ地域と繋がっていくことができる相談体制の構築が重要となる。

地域包括支援センターでは従来の高齢者だけではなく、子どもや家庭の見守りにも幅を広げていく傾向があるのは、それだけ家庭が孤立無縁化しているということである。高齢者の介護だけではなく、障がい者を抱える家庭のストレスや、子育て家庭ではコロナストレスがひどくなって児童虐待につながっていく状況なので、色々な場所で色々な立場の人が、家庭一人ひとりの代弁者、権利擁護をしていくような仕組みというのが、残念ながら今の社会には必要で、特に子どもの代弁をしてくれる人がいない、少ないことが問題である。1から10まで学校の先生に頼んだら、学校の先生はパンクしてしまう。学校の先生は、あまりにも多くの負担がかかっている。子どもの生活支援は、スクールソーシャルワーカーが大きな役割を担う。スクールソーシャルワーカーは社会福祉士の資格を持った人が携わっていくことが本来望ましいくらい専門的な相談を扱う。こうした方たちが、村内すべての小中学校に配置され、それが今後、学校と共にコミュニティスクールに参画し、虐待予防、地域福祉の啓発といった場面でも活躍してくれると地域と学校が循環していく流れになる。そうすると問題が学校、家庭のみに閉じないので、そうした専門職が要所要所に配置されていくことが好ましい。

日常生活自立支援事業は社会福祉法の事業で、成年後見制度は民法上の制度である。そのため法令遵守の中で関わることでできる人たちの権限は変わってくるので、こうした連携協働を行うときのパートナーも変わってくることもある。村では一人ひとりの権利を守る項目の部分を広めていかなければならず、第4次計画では、成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画の中に盛り込むことで策定を予定している。

(3) その他

【事務局】

- ・第3次地域福祉計画総合評価（住民評価）の手順説明及び評価依頼
- ・第3次地域福祉計画通常業務総合評価（住民評価）の手順説明および依頼
⇒令和2年10月5日（月）提出期限
- ・次回の会議予定
⇒令和2年10月19日（月）（第4次計画の施策内容について）

5 閉 会